

平成28年度 智頭町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月10日(木) 午後二時

2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室

3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計 16名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 無

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
- (4) 農地・非農地の判断決定について

## 6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第八回智頭町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席状況は、十六名中十六名の出席となりますので総会は成立します。  
それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において十五番國岡美保子委員、十六番中澤一博委員を指名します。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）  
異議なしと認め決定いたします。  
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について。  
農地法第五条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。  
それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第一号番号一を説明します。  
本件は、農地法第五条第一項の申請で、駐車場への転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。譲渡人は大字埴師の〇〇〇〇さん、譲受人は大字埴師の〇〇〇〇有限会社代表取締役〇〇〇〇さんです。申請地は大字埴師の田二筆で、計二百九十四平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。  
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。  
農地の区分と転用目的については、農地の区分は農業振興地域農用地区域内であった為、今年度第四回総会にて除外申請について可決され、九月二十七日付けで県より変更は適当と認められました。転用区分は第三種農地と判断されます。転用目的は、事業拡大により雇用者数も増加した為、従業員用駐車スペースの確保及びタンクローリー入退場スペース確保の為です。区分と転用目的については適当であると考えます。  
資力および信用については、必要な資金について、銀行発行の残高証明書を提出され事務局にて確認している為、問題ないと考えます。  
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、該当しないと考えます。  
許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが業務上必要としている為、問題ないと考えます。  
申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、該当なしと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、適当な面積で申請前に分筆しており適当な面積であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、周辺も既に山林となっている為、営農条件への支障はなく集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、責任をもって対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十八年十月二十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、一から八ページです。

地区担当の席番一番小林会長に、調査結果の報告をお願いします。

小林会長 調査結果を報告します。以前より土地改良の経過期間が経たず、申請が出来なかった案件です。十月二十八日に現地にて兩名に会い、確認しました。七月総会では農振除外の申請も出てきております。事務局の報告からもありましたように、転用に対して問題はなく、転用は適当であると考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号一を説明いたします。

非農地等現況証明願いの決定についてです。申請人は、滋賀県東近江市在住の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、三十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、耕作をやめ、土地が荒れるので杉を植林し、五十年以上経過となっています。申請年月日は平成二十八年九月二十一日、農業委員会は同月二十六日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、九ページから十一ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田委員から報告をお願いします。

岡田委員 調査結果を報告します。これは 地籍調査によるもので、土師坂山の林道のすぐそばです。これまでの申請と同様、植林後五十年以上経っています。周囲に影響はありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号二を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字三吉の畑一筆で、二百三十三平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和二十五年頃、当時の所有者が居宅兼物置を建築、現在に至る。住宅裏手の一部は、建物保護の為の緩衝地として利用。一部は家庭菜園用地として利用している。申請年月日は平成二十八年十月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十二ページから十四ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十二番浮田委員より報告をお願いします。

浮田委員 調査結果を報告します。十月十五日、申請者と立会しました。申請場所の隣に新しく住宅を建てようとしたところ、県より自宅裏手に防護壁を設ける事を条件にされたと言うことです。特に問題ありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号三を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字尾見の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字尾見の畑一筆で、七十六平方メートルです。農地でなくなった理由は、三十年程前コンクリート舗装をし、車庫及び居宅玄関への通路として利用、現在に至る。申請年月日は平成二十八年十月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十五ページから十八ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十六番中澤職務代理より報告をお願いします。

中澤代理  
議長 調査結果を報告します。十月十一日、現地を立会しました。増築の際、相続をしています。コンクリート舗装してあり、農地には復元できません。生活道路として利用しているという事です。以上、問題ありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号四について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号四を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字三田の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字三田の畑一筆で、七十七平方メートルです。農地でなくなった理由は、約六十年前より牛舎として利用していたが、約五十年前より農業用倉庫として利用、現在に至る。申請年月日は平成二十八年十月十八日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧

が困難な土地

四、人為的な潰廢地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廢地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十九ページから二十一ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の八番山中委員より報告をお願いします。

山中委員 調査結果を報告します。十月十八日、電話にて説明を受け、現地を立会しました。牛舎から改良し、車庫を建てています。問題ありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありますか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十八年十一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年十月二十四日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が一筆です。面積は、一千七平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして、議案第四号、農地・非農地の判断決定について

智頭町長より「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき把握された荒廃農地について、農地法第二条第一項の「農地」に該当するか否か判断を依頼されたので判断を求める。

平成二十八年十一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番から番号百九十三番まで事務局の説明をお願いします

局長 議案第四号をご覧ください。

(番号一番から番号百九十三番まで、所在・地目・面積・所有者等を説明)

現地調査を行った判断結果について、一番から各担当委員に報告をお願いします。

各担当委員 (現地調査の判断結果を説明及び報告)

議長 以上で判断結果及び説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは、番号二番から番号四十九番、番号五十一番から番号五十五番、番号五十八番から番号百六十番、番号百六十二番から番号百六十七番、番号百六十九番から番号百九十四番、以上を非農地と判断してよろしいでしょうか。(異議なしの声)

異議なしと認め以上の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。

・平成二十八年度利用状況調査・利用意向調査について

・平成二十八年度先進地視察研修について

議長 以上をもちまして、平成二十八年度第八回総会を閉会いたします。



局 長

ありがとうございました。

次回総会は、十二月七日水曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十八年十一月十日

会 長 小 林 功